別表４（第９条関係）

整備項目	特定適合施設表示板交付基準
１　駐車場	別表２　１　建築物の表第６の項第２号に定める車椅子使用者用駐車施設を１以上（駐車施設の総数が１００を超える場合にあっては、当該総数に１００分の１を乗じて得た数以上）設けること。
２　利用円滑化経路	(1) 道等から多数の者が教育、医療、娯楽、集会、購買、宿泊、入浴、執務その他これらに類する目的のために利用し、若しくは主として障害者、高齢者等がこれらの目的のために利用する室（当該室の存する建築物を管理する者又はその従業員が専ら使用するものを除く。）又は別表１　１の項第９号に掲げる施設の住戸若しくは住室までの経路のうち１以上を、利用円滑化経路にすること。 (2) 前号の利用円滑化経路は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとすること。 ア　床面積の合計が２，０００平方メートル以上の建築物（別表１　１の項第１号及び第９号に掲げる施設を除く。）　別表２　１　建築物の表第７項第２号ア、イ(ｱ)、ウ(ｱ)、エ(ｱ)、オ(ｱ)及びカ(ｱ)に定めるもの イ　床面積の合計が２，０００平方メートル以上の建築物（別表１　１の項第１号及び第９号に掲げる施設に限る。）　別表２　１　建築物の表第７の項第２号ア、イ(ｱ)、ウ(ｱ)、エ(ｱ)、オ(ｱ)a及びｂ並びに(ｲ)並びにカ(ｱ)に定めるもの ウ　床面積の合計が５００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物（別表１　１の項第１号及び第９号に掲げる施設を除く。）別表２　１　建築物の表７の項第２号ア、イ(ｱ)、ウ(ｱ)、エ(ｱ)、オ(ｳ)及びカ(ｱ)に定めるもの エ　床面積の合計が５００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物（別表１　１の項第１号及び第９号に掲げる施設に限る。）別表２　１　建築物の表７の項第２号ア、イ(ｱ)、ウ(ｱ)、エ(ｱ)、オ(ｴ)及びカ(ｱ)に定めるもの

	オ　床面積の合計が５００平方メートル未満の建築物（別表１１の項第１号及び第９号に掲げる施設を除く。）　別表２　１　建築物の表７の項第２号ア、イ(ｲ)、ウ(ｲ)、エ(ｲ)、オ(ｳ)及びカ(ｲ)に定めるもの カ　床面積の合計が５００平方メートル未満の建築物（別表１１の項第１号及び第９号に掲げる施設に限る。）　別表２　１　建築物の表７の項第２号ア、イ(ｲ)、ウ(ｲ)、エ(ｲ)、オ(ｴ)及びカ(ｲ)に定めるもの (3) 第１号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により別表２　１　建築物の表第７項第２号カの規定によることが困難である場合における前２号の規定の適用については、第１号ア中「道等」とあるのは、「建築物の車寄せ」とする。